

答 申

1 審査会の結論

豊橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別表の1から3までに掲げる保有個人情報を非開示としたことは妥当である。また、別表の4に掲げる保有個人情報については、再度保有個人情報が記載されている公文書を特定すべきである。

2 実施機関の説明の要旨

保有個人情報開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）についての教育委員会の説明は、おおむね次のとおりである。

別表の1から3までに掲げる保有個人情報については、教育委員会が作成した事実又は提出を受けた事実はなく、保有していないため、豊橋市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項に該当し、非開示とした。

別表の4に掲げる保有個人情報については、開示することにより公平な評価ができにくくなるおそれがあるため、条例第16条第8号に該当し、非開示とした。

3 異議申立ての内容

異議申立人の異議申立てに係る説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成19年1月10日付けで行った開示請求に対して教育委員会が同年2月7日付けで非開示とした処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 本件の出席停止が法令に基づくものであれば、当該生徒の保護者に対して教育委員会は文書により出席停止命令をしなければならないところ、そのような

事実は一切ない。

イ 学校側は、当該生徒への措置は出席停止ではなく、保護者同意の下での自宅学習であるとしているが、実質的には出席停止と同じ効果となっている。

ウ 教育委員会は家庭学習がいかなる経緯と法的根拠に基づいてなされたのか、その理由を明示すべきである。

エ 家庭学習や謹慎といった措置内容については職員会議で決定していることを当該生徒及び保護者に対して言明している。職員会議において当該生徒について話題となっているはずである。

オ 学習状態を示す資料については、教育委員会がどのような資料を特定したのかが全く示されていない。

カ 教育委員会は、開示することにより公平な評価ができにくくなるおそれがあると主張するが、文書が特定されていない以上、不当に非開示としていると判断せざるを得ない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市の実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている（第1条）

そして、条例第16条は、開示請求者に対する保有個人情報の原則開示を定めるとともに、実施機関が開示しないこととする保有個人情報の範囲及びその権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件保有個人情報について

ア 別表の1に掲げる保有個人情報について

異議申立人は、自宅学習や謹慎といった措置は職員会議で決定されており、会議における配布資料に当該生徒に関する保有個人情報が存在する旨主張する。

この点、教育委員会によれば、本件の対応については職員会議の議題とはならず、情報の共有は学年主任を通じて行われたとのことである。

この主張に対し、審査会において再三教育委員会に確認をしたが、文書の存在を窺わせる事実は認められなかった。よって、文書1は存在するとはいえないことから、条例第20条第2項の規定により非公開としたことは妥当である。

イ 別表の2及び3に掲げる保有個人情報について

教育委員会は、別表の2及び3に掲げる保有個人情報について保有していないと主張する。

教育委員会は、当該生徒に対する対応は強制力を伴う出席停止に当たらないと認識しており、この認識を前提とすれば、本件文書は存在しないという教育委員会の説明に不合理な点はないといえる。

よって、条例第20条第2項の規定により非開示としたことは妥当である。

なお、当該生徒に対する対応が強制力を伴う出席停止に当たるか否かについては、当審査会の判断するところではない。

ウ 別表の4に掲げる保有個人情報について

別表の4に掲げる保有個人情報に係る保有個人情報非開示決定通知書を見分すると、「豊橋市立〇〇中学校に在籍する〇〇〇〇の心身の状態を示す資料（就学時健康診断に関する資料を含む）、学習状態を示す資料及び教育相談に関する資料、並びにこれらの基礎となる資料のすべてのうち、学習状態を示す資料関係」と記載されている。

本来、保有個人情報が存在する場合、保有個人情報非開示決定通知書には、当該保有個人情報が記録されている公文書の名称を記載すべきであるところ、本件は、保有個人情報開示請求書の文言をそのまま引用している。

これでは、開示請求者はどのような公文書に記載された保有個人情報为非開示とされたのか判明せず、非開示理由が適正なものであるか判断できない。

よって、教育委員会は、別表の4に掲げる保有個人情報については、当該保有個人情報が記録されている公文書を特定し、再度異議申立人に通知すべきである。

(3) まとめ

以上により、本件保有個人情報のうち別表の1から3までに掲げる保有個人情報を非開示としたことは妥当であるが、別表の4に掲げる保有個人情報については、再度保有個人情報が記載されている公文書を特定すべきである。

別表

1	豊橋市立〇〇中学校における生徒指導に関する会議の議事録及び同会議における配布資料のうち〇〇〇〇に関することが記載されている部分のすべて
2	豊橋市立〇〇中学校が、同校に在籍する〇〇〇〇を登校させないこととしたこと及び登校してきた〇〇〇〇を強制的に下校させたことについて、その経緯を含む資料のすべて
3	豊橋市立〇〇中学校が、同校に在籍する〇〇〇〇を登校させないこととしたこと及び登校してきた〇〇〇〇を強制的に下校させたことについて、その法的根拠を示す資料のすべて
4	豊橋市立〇〇中学校に在籍する〇〇〇〇の心身の状態を示す資料（就学時健康診断に関する資料を含む）、学習状態を示す資料及び教育相談に関する資料、並びにこれらの基礎となる資料のすべてのうち、学習状態を示す資料

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
19. 3. 9	○諮問（第3号）
19. 6. 25	○実施機関から非開示理由説明書を受理
19. 6. 27 (第16回第1部会)	○実施機関職員から非開示理由を聴取
19. 7. 3	○異議申立人に実施機関からの非開示理由説明書を送付
19. 11. 6	○異議申立人から意見書を受理
19. 11. 14 (第18回第1部会)	○異議申立人の意見陳述 ○審査
19. 12. 19 (第19回第1部会)	○審査
20. 1. 17 (第20回第1部会)	○審査
20. 2. 29 (第21回第1部会)	○審査
20. 4. 3 (第22回第1部会)	○審査
20. 4. 23	○答申内容の決定

第 1 部 会	氏 名	所 属 団 体 等
	榊 原 秀 訓	南山大学
	河 邊 伸 泰	弁護士
	渡 辺 齊	名古屋学院大学

